

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合支部規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合（以下「退教互」という）定款第41条第2項によって定める。

(支部の役割)

第2条 退教互の設立の理念である、互助をより身近な地域で実践することにより、退職組合員の福利厚生を増進と生活の安定を図る。

2 退教互の定款第3条及び第4条に定める目的及び事業について、支部組織を通して具現化し、併せて組織の強化及び発展に寄与する。

(支部の組織)

第3条 支部は、次の第2項に定める地区内にある学校及び教育機関に勤務する組合員を以て組織するとともに、退職組合員はそれぞれの居住地区に属することを原則とする。

2 県下16支部は下記の通りとする。

佐久（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）、上小（小県郡、上田市、東御市）、諏訪（諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市）、上伊那（上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市）、下伊那（下伊那郡、飯田市）、木曾（木曾郡）、松塩筑（東筑摩郡、松本市、塩尻市）、安曇野（安曇野市）、北安（北安曇郡、大町市）、更埴（埴科郡、千曲市）、上高井（上高井郡、須坂市）、下高井（下高井郡、中野市）、長水（上水内郡、長野市）、下水内（下水内郡、飯山市）、特別支援学校（全県区）、高校（全県区）

(支部の名称)

第4条 支部の名称は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合〇〇支部という。〇内には、前条第2項の地区名を入れる。

(支部の事務局)

第5条 支部の事務局は、第3条第2項の長野県教職員組合支部書記局におく。ただし、高校支部は、長野県高等学校教職員組合書記局におく。

(支部の役職員)

第6条 支部には次の役職員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1～2名
- (3) 会計庶務担当者 1名
- (4) 支部役職員 若干名

2 役職員の定数は3名以上15名以内とする。

3 第1項の第2号及び第3号は兼務することができる。

(役職員の選任)

第7条 支部の役職員は支部総会において選任する。

2 支部長、副支部長、会計庶務担当者は、役職員の互選により選任する。

(役職員の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、支部の運営にあたるほか、支部組合員の意思を退教互の運営等に反映させる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部の運営にあたるほか、支部長に事故あるときは、支部長の職務を代行する。

3 支部役職員は、支部長、副支部長と力を合わせ、支部運営を行う。

(学校代表者、ブロック代表者の選出)

第9条 学校代表者は、各校において1名選出する。

2 支部の実情に応じてブロックをおき、退職組合員の中からブロック代表者を選任することができる。

(支部の会議)

第10条 支部には次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役職員会
- (3) ブロック代表者会及び学校代表者会
- (4) 支部連絡員会

2 支部総会及び役職員会は、支部長が招集し、その運営は役職員があたる。

3 支部長は、必要に応じて、ブロック代表者会、学校代表者会及び支部連絡員会を開くことができる。

4 退職組合員ブロック代表者は、所属ブロックの退職組合員の意見・要望等を集約してブロック代表者会に臨み、代表者会の決定事項の報告及び業務を行う。

5 学校代表者は、学校内の組合員の意見・要望等を集約して学校代表者会に臨み、学校代表者会の決定事項の報告及び校内業務を行う。

(支部総会)

第11条 支部総会は、年1回開催するほか、必要がある場合には臨時に開催することができる。

2 支部総会は、次の事項を行う。

- (1) 役職員の選出
- (2) 支部長以下役職員の承認
- (3) 支部推薦評議員候補者の承認
- (4) 支部の退職組合員の福利厚生に関する事
- (5) その他退教互に関する事

(役職員会)

第12条 役職員会は次の事項を行う。

- (1) 総会の企画及び運営
- (2) 総会で決定した事項の執行
- (3) 支部の事業報告及び決算書の報告
- (4) 支部の事業計画及び予算案の作成
- (5) その他必要な事項

(支部運営の経費等)

第13条 支部の会議及び事業に要する費用は、退教互本部会計より支出することができる。

- 2 それぞれの支部は、事業計画及び予算をたて計画的かつ効率的に執行する。
- 3 支部の会議及び事業に要する費用の上限額は別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、1973（昭和48）年4月1日から施行する。

(財団法人期間の施行履歴は略す)

2 この規程は、2015（平成27）年7月23日から施行する。

支部の会議及び事業の経費等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、退教互支部規程第13条に基づき、支部の会議及び事業に要する費用及び会計等について定める。

(会議費)

第2条 退教互本部会計より旅費を支給する会議の回数を次のように定める。

- (1) 役職員会 年5回以内
- (2) 学校代表者会、ブロック代表者会 各年1回
- (3) 支部連絡員会 年2回以内

2 前項にかかわらず、支部の実情において前項の会議を置き換えて定める回数（9回）内で実施することができるものとする。

(旅費)

第3条 前条に定める支部の会議にかかわる旅費を次のように定める。

- 2 公共交通機関の利用を優先し、実費及び旅行雑費200円を支給する。
- 3 地域の交通事情及び身体的都合により自家用車を使用する場合は、30円/km及び旅行

雑費200円を支給する。

(事業費)

第4条 支部総会の経費は、一人当たり70円の支部退職組合員数に40,000円を加えた額を上限額とする。

第5条 支部事業の経費は、一人当たり150円の支部退職組合員数に下表の支部事業費調整額の金額を加えた額を上限額とする。

2 支部事業にかかわる通信及び印刷費、旅費ほか全ての費用については、前項の上限額に含める。

(業務推進補助費)

第6条 支部長及び会計庶務担当者に業務推進補助費を支給する。

2 補助費は、第2条に規定する会議以外の業務に関わる旅費、電話代等通信費などを業務推進補助費として支給する。

3 その額は、年22,000円とする。

(支部書記局担当者謝礼)

第7条 事務局をおく県教組15支部書記局の退教互事務担当者に、謝礼5,000円とする。

(請求方法)

第8条 支払った費用の明細を付して、それぞれの会議及び事業の終了後、すみやかに支部長名をもって退教互理事長宛に請求を行う。

2 前項が困難な場合には、会計年度開始から6カ月後又は遅くとも9カ月後までに、支部長名をもって退教互理事長宛に一回目の請求を行うものとする。

3 会計年度末(3月31日)までには、すべての会計処理を終えるものとする。

支部事業費調整額表

| 人数区分 | 金額 |
|----------------|---------|
| 200人未満 | 80,000円 |
| 200人以上～400人未満 | 75,000円 |
| 400 〃 ～600 〃 | 70,000円 |
| 600 〃 ～800 〃 | 65,000円 |
| 800 〃 ～1000 〃 | 60,000円 |
| 1000 〃 ～1200 〃 | 55,000円 |
| 1200 〃 ～1400 〃 | 50,000円 |
| 1400 〃 ～1600 〃 | 45,000円 |
| 1600 〃 ～1800 〃 | 40,000円 |
| 1800人以上 | 35,000円 |

附 則

- 1 この内規は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
（財団法人期間の施行履歴は略す）
- 2 この内規は、2015（平成27）年7月23日から施行する。
- 3 この内規は、2016（平成28）年1月1日から施行する。

1973（昭和48）年3月11日制定
（財団法人期間の改正履歴略）
2015（平成27）年7月23日改正
2015（平成27）年12月15日改正